



の協力も得ながら、具体的な検討を進めていきたい。そしてその中で、須網教授のご報告にあった大学としての社会貢献活動を、研究所として実践していくことを考えたい。

もう1つは、社会の様々な事象、多様な価値観を理解できる法律専門職を輩出するためのプログラムの検討である。臨床法学教育学会理事長の米田教授の報告で指摘されているように、社会はこれまでにないスピードで変化が起きている。そのような中で、リーガルプロフェッションはいかにして法の支配の実践をすることができるか。ワイゼルバーグ教授の報告が指摘するように、アメリカにおける司法試験受験要件としての臨床法学教育の義務化は、社会のニーズに対応できる法曹を輩出するための1つの方法であったと考えられる。日本では現状、そのような制度上の要件はないが、ではどのような形で、グローバルにも競争力を持ち、かつ日本社会の様々なコミュニティで人や社会に奉仕できる法律専門職を育てていくのかを、考えていかなければならない。

榊原弁護士からは、法律家の仕事、働き方についても、これまでにない多様性が出現し、そしてそのような多様なリーガルニーズが社会に出現していることについて、報告がなされた。我々が輩出する法律家の未来が明るいということは、大変心強い言及であったが、同時に、ではそのような多様なニーズに対応できる法律家を養成できているだろうか、とここでも教育関係

者自身が問われているように思う。多様な人材を受け入れ、優れた法律専門家として育てる。これは司法制度改革審議会が提案した法曹養成制度改革の根幹にあったものである。社会も法曹養成制度も、そして法律家自身も変化の激しいこの時代に、理論・技能・責任の統合による法曹養成を実践するための臨床法学教育の在り方を具体的に示し、発信していきたい。

もとよりこれらの課題は当研究所の研究課題であるとはいえ、本日のシンポジウムがそうであったように、研究所の研究者以外の各界の方々の英知もお借りしなければ成果はなし得ない。ここに参加いただいた皆様に、どうか今後とも研究所の活動への参加および協力をお願い申し上げます。そして最後に、この20年間早稲田大学臨床法学教育研究所を支えてくださった須網隆夫教授、宮川成雄教授、和田仁孝教授の歴代研究所長をはじめ、この研究所の顧問を務めていただいている宮澤節生神戸大学名誉教授、また長年にわたり研究活動に貢献いただいている研究所員および招聘研究員の方々、様々な形でご理解ご協力を頂いた早稲田大学大学院法務研究科の先生方、提携法律事務所である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック、および早稲田リーガルコモンズ法律事務所の実務家の方々に、改めて感謝の意を表したい。ありがとうございました。当研究所は21年目以降も、より良い法曹養成の在り方を研究し、発信していく所存である。